

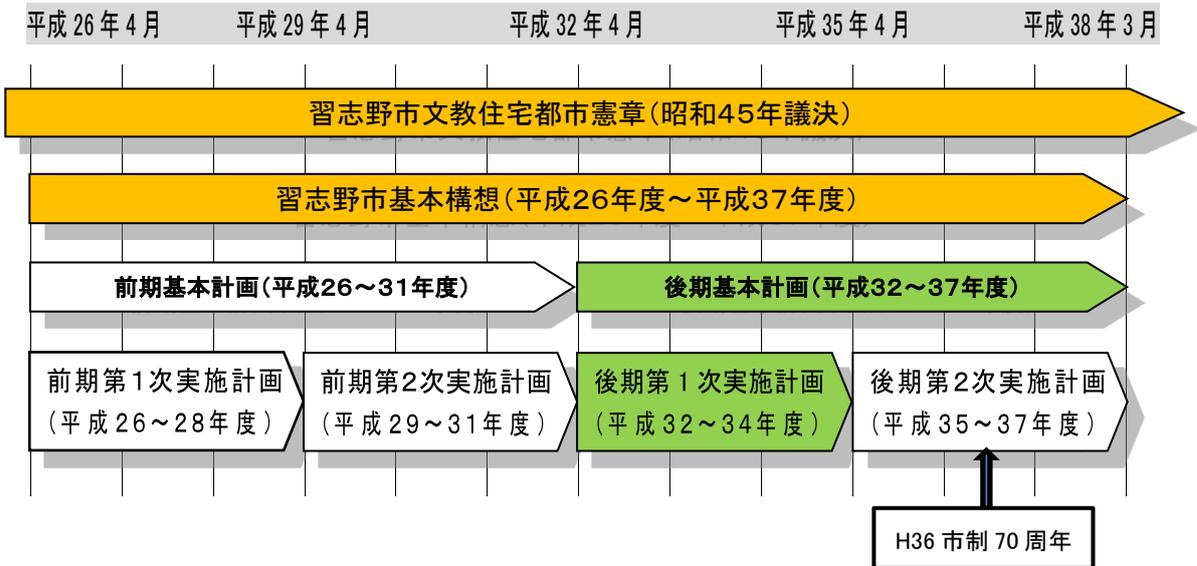
# 習志野市後期基本計画の策定について(案)

## 1 習志野市の計画体系について

本市は、「文教住宅都市憲章」を本市不変のまちづくりの基本理念として定め、本憲章の精神に基づいたまちづくりを継続すべく、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」を定めている。

現在の習志野市「基本構想」は、平成26年度から平成37(2025)年度までを実施期間とし、「基本計画」として、「前期基本計画」は平成26(2014)年度から31(2019)年度、「後期基本計画」は平成32(2020)年から37(2025)年度の各6年間を実施期間として設定している。

また、社会の変化や住民ニーズに柔軟に適応するため、前期、後期のそれぞれ3か年ごとに、第1次、第2次の「実施計画」を策定することとしている。



## 2 後期基本計画・実施計画の策定にかかる条件

市制60周年にあたる平成26年度からスタートした「前期基本計画」は、平成31年度を以て終了し、平成32年度からの6年間を計画期間とする「後期基本計画」の実施に際しては、平成30年、31年度の2年間において、当該計画を策定することとなる。併せて、平成32年度から34年度までを計画期間とする「後期第1次実施計画」は、平成31年度に策定することとなる。

後期基本計画・実施計画の策定に際しては、次に示す条件を踏まえねばならない。

### (1) 基本構想・前期基本計画の扱い

平成37年までの実施期間を設定している「基本構想」に示した「将来都市像」「3つの目標」「3つの重点プロジェクト」については、継続して設定する。ただし、「人口指標に対する考え方」については、「基本構想」の実施期間中に策定した「まち・ひと・しごと創生人

ロビジョン」を踏まえた見直しを行い、「都市空間づくりの考え方」については、想定される市街地開発事業を見据えることとする。

さらに、基本計画の施策体系については、「総合戦略」の展開等を踏まえた見直しを行う。具体的には、将来都市像を実現するための「3つの目標」と「まちづくりの方向性」を示す「章」と「節」の下位である「項」以下の見直しを行うこととし、平成30年度に施策体系の検討を行い、年度末までに施策体系を決定する。

なお、策定にあたっては、直近の財政計画との整合を図ることはもとより、各部のヒアリングを併用した行政評価を行い、前期基本計画に示した施策の評価・検証を経ることとする。加えて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、平成31年度で計画期間を終了することから、その実績等についても同様に評価・検証を行い、後期基本計画の策定に反映させる。

<参考>

基本構想においては、将来都市像として「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を掲げ、この将来都市像を実現するため、次の「3つの目標」と「3つの重点プロジェクト」を掲げている。



## (2) 市民意見の反映

計画の策定にあたり、市民の意見を反映した計画とすべく、「市民意識調査」を実施するとともに、総合戦略策定にあたり実施した「3大学生意識調査」を実施する。なお、長期計画審議会での審議及びパブリックコメントは必須とする。

一方、現行の基本構想策定に際して、盛り込むべき内容にかかる調査研究と提案のため設置した市民会議については、この度の後期基本計画・実施計画の策定に際しては、基本構想の見直しに至らないことを踏まえ、再度の設置はしない。

### ① 市民意識調査(平成30年度)

本調査は、計画策定に向けた市民意見を把握するとともに、総合戦略に掲げる成果指標の達成状況等に対する評価を得る。

なお、前回との比較を行うべく、調査項目は平成27年度と同様とする。

調査対象：市内在住15歳以上の市民3,500名(住民基本台帳より無作為抽出)

実施手法：郵送方式

※なお、習志野文化ホールの再建築を見据える中で、当ホールの仕様にかかるアンケート調査を組み込むこととする。

### ② 3大学生意識調査(平成30年度)

本調査は、計画策定に向けた市民(若者)意見を把握するとともに、総合戦略に掲げる成果指標の達成状況等に対する評価を得る。

なお、比較を可能とするため、調査項目は、平成27年度と同様とする。

調査対象：市内立地・隣接3大学の学生 最低配布部数1,000票

実施手法：大学へ配布・回収を依頼

## (3) 調査・分析の実施(平成30年度)

近い将来に訪れる人口減少社会への対応に向けて、本市の特性(強み、弱み)を客観的数値により把握しつつ、後期基本計画の施策に反映させるべく、必須の調査として、「人口推計調査」及び「社会指標分析」、「前期基本計画等における施策の課題等分析」、「個別計画等の分析」を実施する。

### ① 人口推計調査(平成30年度)

過年度においては、平成25年度に人口推計調査を実施し、平成27年度のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン策定においては、そのデータを活用して、目指すべき人口ビジョンを設定している(H53 164,000人)。この度の後期基本計画策定に際しては、直近の基礎データを用いて、最新の人口推計を行う。

さらに、人口ビジョンとして掲げた「H53 164,000人」に満たない結果が示された場合は、条件値を変えてシミュレーションを行い、人口ビジョン達成のための条件を把握する。加えて、公共施設再生計画に必須とされる地区別及び年齢別等の推計を行う。

## ②社会指標分析(平成30年度)

これまでも計画策定に際しては、社会指標による分析を用いているが、本市の特性(強み、弱み)が考察しきれていない。このため、本市の特性を把握すべく、複数の社会指標による分析を実施する。

## ③前期基本計画等における施策の課題等分析(平成30年度)

毎年実施している行政評価に加えて、前期基本計画、総合戦略の評価・検討を実施する。実施にあたっては、シートを作成した上で、ヒアリングを実施し、全施策に係る課題を取りまとめる。

## ④個別計画等の分析(平成30年度)

既定計画及び今後策定予定の個別計画等を把握・分析し、施策策定に反映させる。

## (4)後期基本計画「基本的な方針」の策定

後期基本計画の策定に際しては、前述のとおり、「基本構想」に示した「将来都市像」「3つの目標」「3つの重点プロジェクト」を継続して設定することを第一の条件としている。一方、前期基本計画策定時と比べて、本市を取り巻く状況は、刻々と変化しており、従来から懸念されている「人口減少」は、引き続き、「生産年齢人口の減少による労働力の低下」「納税者の減少」「高齢化に伴う社会保障費の急速な増大」等を懸念させる。

加えて、内外を問わず、多くの市民が行き交い、本市の表玄関として存在し続けているJR津田沼駅周辺地域においては、直近において、都市の再構築の可能性が高まり、従来から進行しつつある鷺沼地区の市街化調整区域における新市街地の形成も進展が見え始めた中で、今後の本市の「まちなみ」「賑わい」「定住」等については、相応の変化が想定されるところである。

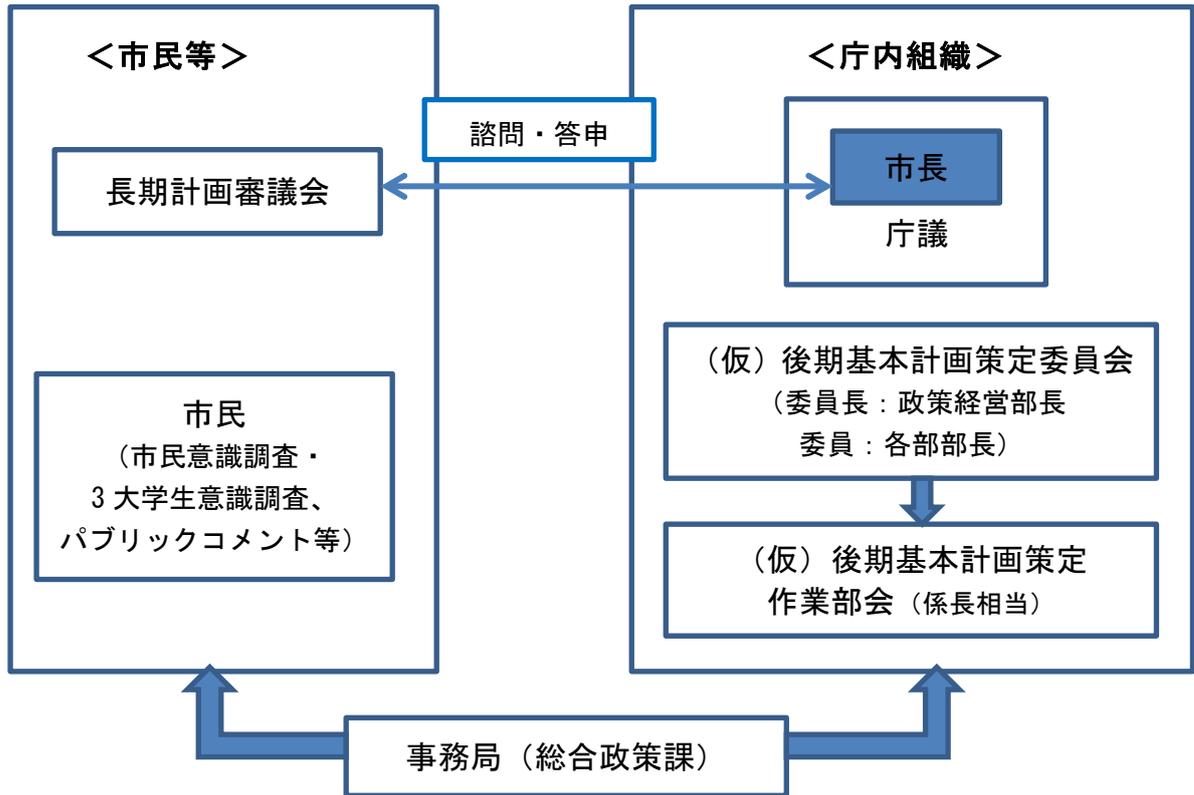
このため、まちづくりの根幹となる後期基本計画の策定に際しては、将来のまちの姿並びに行財政需要を見据えた「基本的な方針」を策定したうえで、具体的な作業に取り組むこととする。

## (5)策定体制の確立

「長期計画審議会」においては、計画の策定について、長期計画審議会条例第2条に基づき、市長の諮問に応じて、調査・審議をいただく。

庁内組織については、「後期基本計画策定委員会」(各部部长により構成、委員長は、政策経営部長)及び各種事務事業を所管する部署の係長相当職による「庁内作業部会」を設置し、計画案を策定する。最終案については、庁議に諮り、承認を得ることとする。

(体制図)



(6)後期第1次実施計画の策定

後期基本計画の策定とともに、平成32年度から34年度までに取組む具体的事業を掲載した「後期第1次実施計画」の策定を行う。策定にあたっては、これまでの実施計画を踏襲し、下記の点に留意することとする。

- (ア)具体的な事業を記述し、「財政計画」との整合性を図りつつ、実効性のある計画書として作成する。
- (イ)事業内容をわかりやすくするため、年度ごとに具体的に取組む内容を示す。
- (ウ)前期第2次実施計画で掲げた成果指標と目標値の検証を行い、必要に応じて、目標値の修正や成果指標そのものの見直しを行い、新たな成果指標と目標値を設定する。

(7)策定スケジュール ※別添参照

平成30年度は、計画策定のための基本調査として、「市民意識調査」、「3大大学生意識調査」、「人口推計調査」、「社会指標調査」、「前期基本計画等における施策の課題等分析」、「個別計画等の分析」を実施した上で、基本方針の決定及び施策体系の検討を行う。平成31年度は、素案作成から取組み、年度末までの策定完了を目指す。